

## 特集/医学教育と公衆衛生学

## Public Health と公衆衛生学

丸井 英二\*

## 要旨

公衆衛生（学）は public health を日本語に翻訳した用語であるが、日本語と英語の意味するところは必ずしも同一ではない。そこには歴史的背景によるズレがある。わが国の医学教育における公衆衛生学の位置づけは、むしろ基礎医学、臨床医学そして「社会医学（social medicine）」として、医学の一部として位置づけられることが望ましい。Public health としての公衆衛生学は医学と並行したかたちで独立した領域として、医学生のみならず広い対象について教育を行うことが、「公衆衛生大学院」において始まっていることは、今後への期待となる。

## Public health and “koshu-eisei”

Eiji MARUI\*

“Public health” was translated to “Koshu-eisei” in Japanese. These two terms have been believed to imply the same meaning and contents. But “Koshu-eisei” was established in the Japanese specific history and social environment. It would be instead used as “shakai-igaku (social medicine)” in the context of the Japanese medical education. The social medicine is identified as a part of medical discipline, as well as clinical medicine. The education of “Koshu-eiseigaku” of public health in the original sense would be developed as an interdisciplinary area at School of Public Health. Actually the Schools have been already opened in some Japanese universities for the students with wider background and specialties. The Japanese medical education is changing its boundaries and sharing the purposes with public health.

## 臨床医学、衛生学そして公衆衛生学

前号の本誌のイラストコラムで公衆衛生学と臨床医学との対比をして、以下のようなことを書いた。

世の中を単純に二分して「健康人」と「患者」からなるとする。分数で表わすと、臨床医学は「患者」である分子の方を対象とする。したがって、医療は個人に対する個別の治療をすることが主体になり、病気をもった人びとを減らすことが目的である。

それに対して、公衆衛生学は分母を見る。「健康人」と「患者」とを合わせた人口全体を対象とするわけである。これは、集団に対する働き

かけ（政策的科学）である。健康な人びとと病気をもつ人びとを比較して、なぜ病気になるのかを数量的に考えていく（疫学）、もしそれが分かれば治療だけでなく健康な人びとに働きかけて疾病の予防ができるだろう（予防医学）、さらに健康な人びとをもっと健康にできるのではないか（ヘルスプロモーション）、そんなことを公衆衛生学は考えている。

分子に注目する医学教育と、分母を見ようとする公衆衛生学あるいは社会医学教育とは違って当然なのかもしれない。それは、あたかもトンネルを反対側から掘っているような感じがある。同じことを目指しているのに、反対向きに仕事をしているようだ。

\* 人間総合科学大学, University of Human Arts and Sciences

[〒 339-8539 さいたま市岩槻区馬込 1288]

このような臨床医学と公衆衛生学との対比からさらに進むと、さて、英語で言う public health と公衆衛生学あるいは社会医学とは同じなのだろうか、どうも違うらしいという疑問が生じてくる。それは本特集でのアメリカやイギリスでの public health 教育とわが国の公衆衛生教育とを比べてみれば分かることである。私たちは外国語と日本での翻訳語とを安易に同一化して扱いがちである。しかし、当然ながらそれぞれの言葉はその文化と歴史とを背後に抱えており、必ずといってよいほどにズレがあるものである。

昔のことになるが、医学の歴史についてのシンポジウムで Public health and “kosshu-eisei” という発表をしたことがある。その時、若い私が考えていたことは、公衆衛生という日本語が含意する世界と、public health がもつ言葉のイメージの広がりとは、かけ離れているということであった。さらに、そのズレは歴史的に見ていくと解明できるのではないかと考えていたのであった。いま思えば、ずいぶんと安易な気持ちであまりにも難しい問題の入り口に立っていたのである。しかし、(当然ながら) その問題の模範解答はまだもっていない。

本稿では、改めてそうしたズレを考えることによって、医学教育における公衆衛生学教育を考え直す手立てとしてみたい。

英語ではよく public health and medicine という使い方をする。そのときに、public health という言葉には3通りの使われ方がある。まず、1) 人々の健康(衛生)状態そのもの (state of public's health)。次には、2) 健康を守るための行政(公衆衛生行政) public health action (activities, management)、そして、3) 人々の健康についての研究(公衆衛生学) research on people's health ということになる。

公衆衛生の先輩格にあたる「衛生」という言葉は、中国語から輸入したように思われるが、よく知られたように日本製である。少なくとも、現在のそのような意味を持たせて使うようになったのは明治期の日本である。中国の「公共衛生」という使われ方も、日本での用語からの逆輸入ということになる。

「衛生」は明治初年に内務省の初代医務局長となった長与専斎(1838-1902)が、Hygieneに相当する言葉を探して「莊子」から採った、と彼の自伝である「松香私志」に書いている。養生とか保健とかいう言葉はすでに使い古されていたので、新しい思いを込めて、衛生をつかい始めたということである。このように明治期に新しい意味を込めて作られた言葉であった「衛生」は、今ではまったく古めかしい用語となっている。

戦後、厚生省に一時的に「公衆保健局」が成立したことがある。しかし、内務省の流れをひく厚生省にとって、「衛生」は「大事な」歴史的意味を持つ用語であった。かくして、戦後ふたたび、戦前からなじみの「衛生」の延長としての戦後の公衆衛生活動の波が広がり始めたのである。この「衛生」と「公衆衛生」の異同については今回は触れず、あらためて議論することとしたい。

#### 森鷗外の公衆衛生学

「公衆衛生」という言葉が一般的になるのは、昭和に入って昭和13年に「国立公衆衛生院(現・国立保健医療科学院)」が設立されたあたりであろうか。しかし、言葉としては古くからあり、すでに森鷗外の著作にも見える。森鷗外は自分の専攻している衛生学は厳密な科学であると信じていた。彼の衛生と公衆衛生の使い分けはおもしろい。

ここで、鷗外が明治23年に書いた『公衆衛生略記』を取り上げたい。この著作が目目されることはあまりないが、これは大変におもしろい。とくに、19世紀にいたるまでの public health について要領よくまとめている。この時の鷗外は28歳であったことを考えると、確かに早熟な天才なのだと思わざるを得ない。

ここで鷗外は衛生学ではなく公衆衛生について述べている。冒頭、『健康衛生学といふ語を借りて今人の指す学問は独逸にて「ヒュギエエネ」Hygieneといふものなり』と論を始める。そして、さらに『公衆衛生とは何ぞや。独逸にて公衆健康保護法 Oeffentliche Gesundheitspflege といふ字を訳したるなり』と述べ、『夫れ公衆健康保護法と云へるは公衆健康といふものを護る法に非

ず。人の健康を公衆的に護る法なり』と書き、多少の議論の後に『されば公衆衛生は法に非ざるなり。公衆衛生は学なり』とこの小論を続けている。

興味深いことには、公衆衛生という用語について自分は「衛生公法」と名づけようとしたが、それも妥当ではない。そして、『杉田が健全学といふ名は善かりしに何故にか行はれざりけむ』とある。鷗外も公衆衛生に代わる用語として適当な名称を広めたいと考えたのではあるが、ついには、『公衆衛生という語、法律に入り書名となり倒(なかなか)に変更し難きを見れば止みむ』という次第になり、世の用語の使い方に棹差すことをあきらめたようである。

さてここで、鷗外は『公衆衛生』とは自然学、医学、衛生学と行政学とにまたがる分野として考えていた。それに関連して、『英米人はこれを社会学の中に挟みたり。法律学の一部、国民理財学の一部、教育学などは総て此呼称の下にあり』と紹介し、興味深い。医学・衛生学のみならず、理財すなわち経済も、教育も、社会学も公衆衛生あるいは健全学を構成するという思想は、まさしく境界領域的(interdisciplinary)な public health の思想そのものである。

鷗外が公衆衛生という名称で語ろうとしたのは、現在われわれが医学の一部として位置づけている公衆衛生学ではなく、包括的な健全学あるいは保健学(すなわち public health)ということになる。

この論文では、モーゼに始まり古代ギリシャ、古代ローマを経て、中世のペスト流行、らい、梅毒などに対する社会の政策、そしてヨハン・ペーター・フランクに至る西洋公衆衛生学史を簡潔かつ印象的に述べ、19世紀イギリスの公衆衛生法成立、さらに1870年の公衆衛生法改正に至るまでの歴史を書いている。これは堂々たる論文である。

戦後にわが国がアメリカから仕入れた public health の由来を、はるかに早く描き出して余すところがない。戦後の公衆衛生とは何かという論議の際に、この論文が果たした役割があったとはもちろん思えない。しかし、多くの些末な論議よ

りはこれひとつあれば、人びとは遙かによく公衆衛生を理解することができたのではなかろうか。再び言えば、この時、鷗外は28歳である。しかし、この論文を読む限りでは、ほとんど老成した学者の感がある。現代文に直して西洋健康科学史のサマリーとして使いたいほどである。

ここで再び思い出したいのは、鷗外は、衛生学は医学とともにれっきとした exact な自然科学の一分野であり、(彼としては、いやいやながらの名称である)『公衆衛生学』は行政学との境界あるいは複合体であって、応用的な一つの学であると考えていたということである。記憶しておきたいのは、鷗外が健全学と呼ぶことに賛成していた「学」があり、それは衛生学とも違うことをはっきりと認識していた点である。

現代の話でいえば、筆者は、日本語でいうところの「公衆衛生(学)」はあえて英語でいえば social medicine に相当すると考えるのが妥当であり、public health は「保健学」と考えるのが適切であろうと考えている。それは、public health and medicine であり、他方は social medicine in medicine だからである。現状の医学教育の組織的な構成を見る限り、(狭義の)公衆衛生学は社会医学として医学の一部分をなしている。こうしていくつかの概念がややこしく交錯するのだが、学問の移入というのはそうしたもののなのであろう。すなわち、中身と枠組みとが必ずしも一致しないという事態があちこちで生じてくるのである。自前の思想でないための苦しみである。

結論的にいえば、日本には戦前からの(それなりに包括的な)衛生学がありながらヨコ並びに公衆衛生学を導入した、戦後の医学教育体制の改革が混乱を招いたともいえるだろう。むしろ、鷗外が考えたように衛生学あるいは社会医学は医学のなかにあり、それと別に公衆衛生あるいは健全学が設置されるべきだったと言ってよからう。

ここで、鷗外の衛生学関連の著作を眺めてみると、細菌学が分化する以前であっても、大学(もちろん東京大学だけであったが)の衛生学教室の枠にも収まりきらない、むしろ(のちに国崎定洞が提唱しようとした)「社会衛生学」に通じる思想が見え隠れする。住宅問題は言うに及ばず、「市

区改正ハ果シテ衛生上ノ問題ニ非サルカ」のような都市問題を語り、国民の食文化を論じ、病院管理について語り、統計学論争を巻き起こすことのできる包括的な視野を持った人材が当時の衛生学に、あるいはその後の衛生学に居たのだろうか。われわれは衛生学にひとつの人材を失ったのである。

### 社会医学と公衆衛生学

ここでもう一つの記憶がよみがえる。かつて神戸のWHOセンターの初代所長に就任したボイチャク氏が私のところへ見えたときに、「公衆衛生」と「社会医学」について話が弾んだことがある（ここに注意しておきたいことは、英語で話していたので、実際には「公衆衛生」ではなく、public healthについて話していたという点である）。

彼はポーランド出身で、WHOで仕事をする前にはワルシャワ大学の社会医学（social medicine）教室の教授をしていた。祖国が「自由主義化」されて大学が組織を変えようとするときに、社会医学教室は廃止されそうになった。あるいは廃止しなくとも、名称を公衆衛生学（public health）教室に変更した方がよい、という勧告があったのだそうである。というのも、社会医学という言葉自体がそれまでの社会主義を匂わせるからである。戦前の日本とあまり変わらないような話であるが、とにかく、そこで彼が抗弁したのは次のようなことだったという。

つまり、「社会医学」は医学の多くの分野のうちの一分野であり、「公衆衛生」は医学と重なる領域をもっているが、医学とは別の分野である。したがって、公衆衛生には医学を専門としない専門家がいてよい。たとえば、建築家や工学者、経済学者や法律家も含めて公衆衛生が成立するということになるだろう。しかし、社会医学は基本的に医学研究であって医学の社会的側面を担っている。だからこれは医学部の中に必要なのだ、という論理で彼は社会医学教室を存続させたということである。

この論理に私は基本的に賛成である。すなわ

ち、わが国の医学教育における公衆衛生学は、ボイチャク氏のいう社会医学と同等の位置にあり、その意味で public health とは概念を異にしているといつてよい。もちろん、わが国のすべての大学の公衆衛生学教室が医学の中の一部を構成するような役割だけを担っていると主張するつもりはないが、医学教育の枠組みの中にある公衆衛生学はむしろボイチャク氏のいうように社会医学教室という方がより適切であるように思う。

現行の公衆衛生学は社会医学であると整理すれば、近年のわが国で public health については専門職大学院などで独立して教育が進められつつあるのは、その内容を別として、よい方向であろうと思う。これについては英米における School of Public Health の教育の広がりを考えると妥当なことであろう。そのうえで、より健全な医療政策の提案などもできるようになることが期待される。

### おわりに

医師法は、戦後のGHQによる医学教育改革と併行して作られた法律の一つである。医師法第1条は「医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする」と明記している。究極の目的は公衆衛生（state of public's health）の向上・増進であり、医療は手段であるという図式がここにある。

そして、第9条では「医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う」ことになっている。「及び」と言って「医学」と「公衆衛生」という二つは独立していることを示している。これは、西欧風の理念としての public health and medicine である。しかし、わが国の現実には、公衆衛生学教室を医学部の中に置いて public health (=social medicine) in medicine という図式になっている。いささか鬱陶しい話ではあるが、そのズレを了解したうえで、私たちは医学教育の中に社会医学（公衆衛生学）教育を位置づけながら進めていく必要がある。